

## 市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

大和高田市長 様	申請者	住所又は所在地					特別徴収義務者 指定番号					
		氏名又は法人の名称及び代表者氏名 印					法人番号					
令和 年 月 日提出							この申請に関する担当者	部署				
							電話					
							氏名					

地方税法第321条の5の2の規定による市県民税特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月分以後の特別徴収税額					
申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員（当該事業所の総人員）及び各月の支払金額  ( )内には臨時勤務者に係るものを書いてください。	年 月	( )人	( )円	年 月	( )人	( )円
	年 月	( )人	( )円	年 月	( )人	( )円
	年 月	( )人	( )円	年 月	( )人	( )円
(1) 現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細  (2) 申請日前1か月以内に納期の特例についてその申請を取り消されたことがある場合には、その年月日						

※この下欄は記入しないでください。

納期の特例承認後における 納入税額の内訳	6月分	人	円	12月分	人	円
	7月分	人	円	1月分	人	円
	8月分	人	円	2月分	人	円
	9月分	人	円	3月分	人	円
	10月分	人	円	4月分	人	円
	11月分	人	円	5月分	人	円
	第1回納入税額				第2回納入税額	

## 申請についての注意事項

### 1 市県民税特別徴収税額の納期の特例の制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人未満である特別徴収義務者です。
- (注) 「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということです。が、多忙な時期等において臨時に雇用した者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということです。
- (2) (1)に該当する特別徴収義務者が、この特例の規定の適用を受けようとする場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に徴収した税額をそれぞれの期限までに納入することになります。

税額を徴収した期間	納入期限
6月分から11月分まで（退職所得に係る特別徴収税額についても同じ）	12月10日
12月分から翌年5月分まで（退職所得に係る特別徴収税額についても同じ）	6月10日

上記納入期限が土・日・祝日にあたるときは、納入期限がその翌日になります。

なお、上記の各期間の中途において、その承認を受けた場合には、承認された月分から最終月分までに徴収した税額はその期間に係る納入期限までに納入することになります。

- (4) 納期の特例について承認を受けた特別徴収義務者は、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく、市長に届け出なければなりません。
- (5) 特別徴収義務者は、承認の取消しがあったり、又は(4)に該当した場合には、(3)に規定する税額を徴収した期間のうち、当該取消し又は届出の日の属する月分以前の各月に徴収すべき特別徴収税額は、その取消又は届出の日の属する月の翌月10までに納入しなければなりません。

### 2 申請書の書き方

- (1) 申請者欄には、本市より指定されている特別徴収義務者の住所及び氏名（法人である場合には、事務所・事業所等の所在地及び法人名並びに代表者氏名）を記入してください。
- (2) 特別徴収義務者指定番号欄には、本市より指定されている「特別徴収義務者指定番号」を記入してください。
- (3) 法人番号欄にはマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）による番号を、給与支払者（特別徴収義務者）が法人の場合に、法人番号（13ケタ）を記入してください。※個人事業主の方は記入しなくて結構です。
- (4) 特例の適用を受けようとする税額欄には、特例の開始を希望する年月を記入してください。
- (5) 申請の日前6か月間の記載欄には、申請の日前6か月間の各月末の人員（当該事業所の総人員）と各月の給与の支払金額（賞与等臨時の給与の金額も含みます。）とを記入してください。この場合、臨時の勤務者があるときは、該当欄にその人数と支払金額をそれぞれ（ ）内に記入してください。
- (6) 滞納・納入遅延の事実等に係る理由の詳細及び納期の特例に対する承認の取消し年月日欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。

#### ◎ 注意

滞納や著しい納入遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けましても滞納したり、納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないように特にご注意ください。